

件名	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第 号）
<p>1 改正理由</p> <p>本人確認情報を利用することができる県の事務並びに本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務を追加するため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>2 改正概要</p> <p>平成27年12月定例県議会に上程予定の愛媛県個人番号の利用に関する条例において、マイナンバーを利用することができる事務を定めることから、当該事務を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認情報を利用・提供することができる事務に追加。</p> <p>【追加する事務】</p> <p>○愛媛県個人番号の利用に関する条例の別表第1に規定する8事務</p>	
施行日	平成28年1月1日
【その他参考事項】	